

よくある質問

Q1	健康保険証が変わった。どうしたらよいか。	変更届 が必要です。 お住まいを管轄する保健所 へ変更届を提出してください。
Q2	〇月〇日に申請書を出したが、受給者証がまだ届かない。	(新規、更新) 申請書は提出いただいてから交付まで、およそ3か月程度いただいています。 (変更) 申請書は提出いただいてから交付まで、およそ2か月程度いただいています。 (再交付) 申請書は提出いただいてから交付まで、およそ1か月程度いただいています。
Q3	受給者証を無くした。どうしたらよいか。	再交付申請すれば、交付できます。 お住まいを管轄する保健所へ再交付申請してください。
Q4	自己負担上限額管理表がいっぱいになった。新しいものをもらえるのか。	お住まいを管轄する保健所で受け取ることができます。 もしくは、大阪府地域保健課難病認定グループあて送付依頼 (電話番号:06-6941-0351(代表)難病認定グループあて)いただければ、郵送でお届けします。

よくある質問

Q5	償還払い請求の手続きをしたい。	償還払いの対象になる方に関しましては、 『特定医療費(指定難病)償還払いのご案内』 をお送りしております。『特定医療費(指定難病)請求書』の太枠内のすべての項目を必ず記入し、『特定医療費(指定難病)証明書』と併せて大阪府地域保健課難病認定グループまで送付してください。 なお、『特定医療費(指定難病)証明書』は、受診した指定医療機関や薬局等毎に作成いただく必要がありますので、必要枚数をコピーのうえ、作成依頼してください。
Q6	初めて申請した受給者証が届いたが、封入物が多く、何をどうすればよいかわからない。	上限額管理表の表紙の受給者氏名と受給者証番号を記入してください。受給者証と上限額管理表は、医療機関受診の際に毎回窓口で提示してください。 上限額管理表は指定医療機関が記入します。 償還払い請求が必要な場合は、 『特定医療費(指定難病)償還払い請求のご案内』 をご確認ください。
Q7	受給者が死亡した。	お住まいを管轄する保健所 に、 『喪失届』 を提出いただくとともに受給者証の返還が必要です。『喪失届』の提出方法等については、お住まいを管轄する保健所に事前にご相談ください。

よくある質問

Q8	引越し(もしくは住民票を異動)したが、何か手続きが必要か。	(引越し先が府管轄の場合)引越し先のお住まいを管轄する保健所で住所変更の届を提出をお願いします。 (引越しが府管轄外の場合)引越し先の自治体で新規申請の手続きが必要です。手続き方法は、自治体にご確認ください。また、新しい自治体で新規申請を提出されましたら、お住まいを管轄する保健所に、喪失届を提出いただくとともに受給者証の返還が必要です。喪失届の提出方法等については、お住まいを管轄する保健所に事前にご相談ください。
Q9	適用区分が異なると言われた。	適用区分については、保険者が決めているため、保険者へご確認ください。また、適用区分の変更については、保険者から大阪府庁へ連絡をいただき、修正した新しい受給者証を発行するため、受給者による変更の手続きは必要ありません。
Q10	例年今頃(6月頃)に届いているはずの、更新案内が届かない。	お住まいを管轄する保健所から、案内が送付されます。発送時期については、保健所にお問い合わせください。